

1 国の動き

○23年11月11日 **野田前首相がTPP交渉参加に向けた関係国との協議入りを表明**
 ※11月13日のAPEC首脳会議で正式表明

○24年1～2月 **交渉参加9か国との事前協議を開始**

- ・ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシアは日本の参加を支持
- ・米国、豪州、ニュージーランドは日本の参加について態度を保留

○25年2月23日 **日米首脳会談で共同声明を発表**

- ・包括的で高い水準の協定を達成していく。
- ・両国に貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、最終的な結果は交渉の中で決まっていくため、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない。
- ・自動車部門や保険部門の懸案事項と非関税措置への対処、TPPの高い水準を満たす作業など、さらなる作業が残されている。

○25年3月15日 **安倍首相がTPP協定交渉への参加を表明**

- ・全ての関税をゼロにしても、我が国経済全体としてプラスの効果がある。
- ・農林水産物の生産は減少することを見込んでいるが、あらゆる努力により悪影響を最小限にとどめるのは当然のことである。
- ・経済的な相互依存関係を深めることは我が国の安全保障やアジア太平洋地域の安定に大きく寄与する。
- ・日本の主権は断固として守り、交渉を通じて国益を踏まえて、最善の道を実現する。

○25年4月5日 **TPP政府対策本部を設置**

- ・TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案、総合調整を行うため、内閣官房に「TPP政府対策本部」を設置。国内調整総括官と首席交渉官が対策本部長を補佐

○25年4月12日 **日米事前協議が合意**

- 1 日本が他の交渉参加国とともに、包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認。
- 2 日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。
 (対象事項:保険、透明性/貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置等)
- 3 自動車分野の貿易に関し、
 - (1) TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。
 (対象事項:透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ等)
 - (2) 米国の自動車関税はTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。
- 4 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に取り組むことで一致。

○25年4月18、19日 衆参農林水産委員会でTPP協定交渉参加に関する決議を採択

【環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議（抄）】

- 1 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物などの重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 2 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 3 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 4 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 5 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと。
- 6 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 7 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 8 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

2 TPP交渉参加国による交渉の経過等

22年3月に第1回交渉会合（豪州）が開催。以降、25年5月までに17回の交渉会合が開催。

- 23年11月 APEC首脳会議（ハワイ）におけるTPP首脳会議で「TPPの輪郭」に合意
- 24年12月 第15回交渉会合（ニュージーランド）。2013年中の交渉妥結が目標とされた。メキシコとカナダが交渉に参加。
- 25年4月20日 TPP閣僚会合（参加11か国）で日本の交渉参加を承認（4月24日、米国政府は米国議会に日本の交渉参加を通知）
- 25年5月15日～24日 第17回TPP協定交渉会合（ペルー）
 - ・次回会合：7/15～25（マレーシア）
 - ※7/23午後（日本時間） 日本政府が交渉参加の見通し

<今後の予定>

- 25年7月（マレーシア）及び9月（開催国未定）に交渉会合が予定。
- 25年10月 大筋合意（目標）
- 25年年内 交渉妥結（目標）

3 道の取組

(1) 中央要請等

TPP協定については、農林水産業のみならず、食の安全、医療、公共事業など様々な分野への大きな影響が懸念されることから、道では、関係機関・団体とともに、「道民合意がないまま、TPP協定への参加は決して行わないこと」などを繰り返し国へ要請。

- 23年
 - ・北海道農業・農村確立連絡会議による緊急要請(10/19)
 - ・北海道・東北7道県による緊急提言(10/26)、北海道・北東北知事サミットによる緊急提言(12/5)
 - ・北海道開発予算等に関する要望(11/1)
 - ・全国知事会議で首相と懇談(11/21)
- 24年
 - ・道及び関係18団体、北海道農業・農村確立連絡会議による要請(4/6、8/27、11/16)
 - ・全国知事会と内閣府副大臣の意見交換(4/11)、全国知事会議で首相と懇談(11/2)
 - ・国の施策及び予算に関する提案・要望(7/25～26)
 - ・北海道・東北7道県による要請(8/22、11/16)
- 25年
 - ・国の施策及び予算に関する提案・要望(1/8～9)
 - ・道及び関係18団体、北海道農業・農村確立連絡会議による要請(2/27、3/18)
 - ・北海道・東北8道県による要請(3/8) ※8道県には新潟県を含む

【道・関係18団体による要請内容(平成25年3月18日)】

- ・TPP協定について、早急に、より具体的な情報提供と説明を行うこと。
- ・これまで我が国が締結してきたEPA・FTAにおいて関税撤廃したことの無い品目について、引き続き関税を維持すること。
- ・本道の農林水産業はもとより、食の安全、医療、公共事業など本道経済や道民生活に影響が生じると見込まれる場合には交渉から撤退するなど、万全な対応を行うこと。

(2) 庁内外の体制整備

- TPP協定の情報共有と対応を協議するため、庁内の「北海道TPP協定対策本部」(本部長：知事)を設置。
 - ・23年 本部設置(11/14)、第1回会議(11/17)
 - ・24年 第1回幹事会(4/4)
 - ・25年 第2回会議(2/26)、第3回会議(3/19)、第2回幹事会(4/26)
- TPP協定による影響等について関係団体で情報を共有し、緊密な連携を図りながら対応するため、「北海道TPP問題連絡会議」を設置。
 - ・24年 第1回会議(1/18)、第2回会議(2/15)、第3回会議(5/18)
 - ※第2回、第3回会議では、国から交渉状況等の説明と出席団体との質疑応答を実施。
 - ・25年 第4回会議(1/30)、第5回会議(7/10)
- 政府対策本部や関係省庁などの情報を積極的に収集するため、本年5月16日付けで、東京事務所と総合政策部に職員を増員し体制を強化。

(3) 情報の提供

- TPPをめぐる状況や協定参加により懸念される本道への影響などについて取りまとめ、ホームページ(23年9月開設)などにより、道民に情報を提供。

(主な内容)

- ・ TPPをめぐる動きと北海道の取組
- ・ 北海道TPP協定対策本部、北海道TPP問題連絡会議の概要
- ・ TPP協定の分野別影響、TPP協定の影響に関するQ&A
- ・ 道及び道内関係団体における要望、決議等
- 関係団体や各振興局等に出向き、TPP協定の影響等を説明。